

# 税務相談日のお知らせ

年が明ければ、まもなく確定申告の時期を迎えます。  
本年度も商工会各支所では税理士さんを招聘して税務相談会(決算・所得税・消費税ほか  
税務全般)を開催いたします。ご希望の方は商工会各支所までお申し込み下さい。  
各支所によって日程・時間帯が違いますのでご注意下さい。

相談時 ご持参いただくもの

- 前年度(19年)の申告書・決算書
- 税務署から送付された20年の決算書・申告書・消費税申告書(対象者のみ)
- 年金受給・給与所得がある方 それぞれの源泉徴収票
- 社会保険証明書 厚生保険・年金、国民年金、国民年金基金、国民健康保険料
- 減価償却資産 建物、建物付属設備、構築物、機械、車両運搬具、工具器具・備品で20年1月1日～12月31日の間に取得し、その価格が10万円以上のもの。  
取得価格、下取り価格が確認できる契約書。
- 各種証明書 生命保険証明書(一般・年金)、地震保険証明書、小規模企業共済証明書



- 豊浦町支所：下記6回 いずれも午後2時～午後4時  
◆平成21年2月3日(火)・2月5日(木)・2月17日(火)  
2月19日(木)・3月3日(火)・3月5日(木)
- 豊北町支所：下記2回  
◆平成21年3月2日(月)午前10時～12時  
3月2日(月)午後2時～午後4時
- 豊田町支所：下記3回 いずれも午後1時30分～3時30分  
◆平成21年2月23日(月)・2月27日(金)・3月4日(水)
- 菊川町支所：下記2回 いずれも午後2時～午後4時  
◆平成21年3月2日(月)・3月9日(月)



■詳細は各支所にお問い合わせ下さい

下関市商工会は

あらゆるニーズに対応します

豊浦町支所 083-772-0625

豊北町支所 083-782-0147

豊田町支所 083-766-1119

菊川町支所 083-287-0204

# 会報

下関市商工会 083-772-0625

第6号

発行日  
平成20年12月17日



## 目次

■緊急保証制度の概要 専門家移動相談受付	1
■金融制度 ・緊急保証制度 ・セーフティネット貸付	2
■労働情報 ・中小企業緊急雇用安定助成金 ・労働保険料年度更新	3
■税務相談日のお知らせ	4

**経営環境が厳しさを増す中での、融資の受け方について**  
経営環境が悪化し必要事業資金の調達に支障が出ている場合  
(面倒ですが認定を受けると保証が受け易くなります)

**融資申込** ⇨ 日本政策金融公庫 セーフティネット貸付等に対応  
市での認定は必要ありません  
特段の貸出緩和はありません  
今後は基準の金利より低くなる見込みです

基本的には決算数値等が参考になりますが、今後の改善方策があれば可能です。

金融機関

通常保証協会の保証が必要です  
市での第5号の認定が必要です

※まずは、商工会にご相談ください。

**特定中小企業者の認定**

**この認定を受けての保証のことを緊急保証といいます**

従来よりセーフティネット保証はありましたが、今回はその内の第5号認定部分(売上の減少)を抜本的に拡充・見直しをして大多数の方が認定を受け易いよう緩和されました。

- ・殆どの業種の方が対象になり・売上の減少率要件が5%から3%に緩和
- ・売上減少がなくても利益率3%以上の場合でも認定ができるように要件追加

本制度は県等の制度融資を併用することができます。この場合には貸付条件は制度毎のものが適用されます。又、経営の安定の為の資金として既に保証付で借りている残高を含め借換ができますが、責任共有対象の残債を決済することはできません。(確認して下さい) ⇒ ご利用方法は2面をご覧ください。

市での認定を受ける場合は、商工会で事前に数値を整理して認定作業の迅速化を図っていますので、直近の3ヶ月の売上のわかる試算表等を持参して下さい。直近とは今12月ですので11,10,9月の数値が望ましいですがこのいず

## 事業承継等の個別相談を受付けます。

県連と連携して移動相談日を開設いたします。(主に事業承継問題)

通常の経営相談の中で、専門家の派遣が必要な場合はある程度まとめて個別相談日を設定いたします。各支所に相談してください。日程調整をして実施します。

豊浦地区→12月18日(木)10時より TEL:083-772-0625(本所)

## お知らせ

- ◆今後も会報で実施事業の周知、および各種改正等のお知らせをします。
- ◆年間に4回の発行を予定しています。

## ■金融情報 緊急保証制度 / セーフティネット貸付

☆中小企業の資金繰り支援のため、平成20年10月31日から緊急保証制度が始まりました。

### ○従来のセーフティネット保証に比べ、対象となる方が広がりました。

【従来のセーフティネット保証対象業種】

185業種 ○建設業 ○ものづくり製造業 ○運送業 ○ガソリンスタンド など

698業種

(中小企業の  
77%をカバー)

#### 原材料価格高騰の影響を受ける業種

☆各種製造業 ☆食品加工製造業 ☆化学工業 ☆プラスチック製品製造業 など

#### 仕入価格高騰の影響を受ける業種

★飲食業 ★不動産業 ★卸売業 ★サービス業 ★小売業 など

(注：金融機関、信用保証協会の審査の結果によっては、保証を受けられない場合があります。)

### ○『緊急保証制度』の利用方法 (まずは、商工会にご相談ください！)

- ①国の指定業種(698業種)に指定されていることを確認して下さい。
- ②市における認定要件(下記)に合致していることを確認して下さい。
- ③本店(個人事業主の方は、主たる事業所)所在地の市役所(商工担当課)へ行き、認定申請を行い、「市長の認定」を受けてください。
- ④認定を受けましたら、ご希望の金融機関に「信用保証付きの融資」をお申し込みください。(※借入に必要な書類は、各金融機関で異なります。)
- ⑤同時に、信用保証協会へ「保証申し込み」をしてください。(※個人で申請する場合と、金融機関を経由して代理申請する場合があります。)
- ⑥金融機関、信用保証協会の審査に通りましたら、融資実行です。

#### ■下関市における認定要件

(申請に必要な書類、手続きは、市商工担当課でご確認下さい。)

- ・以下のいずれかの要件に合致していることの認定を受けてください。
- ①最近3ヶ月間の平均売上高等が前年度比3%以上減少している。
- ②製品等原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入れ価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。
- ③最近3ヶ月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が、前年同期と比べ、3%以上減少している。

### ☆日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)のセーフティネット貸付制度

- ①対象：中小企業で売上や収益が減少した方、経営状況が悪化していないにもかかわらず取引金融機関との取引状況が変化している方、取引企業が倒産した方。
- ②融資額：普通貸付とは、別に4800万円以内(借入理由で限度額が異なります。)  
※ご相談、お申し込みは、お近くの日本政策金融公庫の本支店まで。

「緊急保証制度」の利用や  
日本政策金融公庫のマル経融資  
など、金融に関する相談は、

# 商工会まで!

## ■労働情報 中小企業緊急雇用安定助成金 / 労働保険料年度更新

☆従来の雇用調整助成金制度が見直され、中小企業雇用安定助成金制度が創設されました。

これまで、雇用の維持等を目的とした「雇用調整助成金」が制度化されてきました。しかし、こここのところの急激な景気悪化を踏まえ、平成20年12月1日より、これまでの雇用調整助成金より、①大幅に支給要件を緩和 ②支給内容の向上 が図られた「中小企業緊急雇用安定助成金」が新たに整備されました。中小企業が厳しい経済情勢に置かれると、雇用の打ち切りが行なわれ、多くの労働者が職を失うという事態が発生しかねません。そこで、「中小企業雇用安定助成金」では、事業活動の縮小を余儀なくされながらも、雇用の打ち切りを行わない事業主への支援を目指しています。具体的には、①景気の変動などに伴う経済上の理由で事業活動の縮小が有り ②雇用する労働者に休業、出向、教育訓練を行なった場合に、当該行為に係る手当若しくは賃金などの一部が助成されます。

		従来の雇用調整助成金制度	中小企業雇用安定助成金制度
支給要件	生産量要件	最近6ヶ月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること	下記①②のいずれか ①最近3ヶ月間の月平均値が前年同期に比べ5%以上減少していること ②最近3ヶ月間の月平均値が前年同期に比べ減少し(0%超5%未満の減少)、かつ、前記決算などの経常利益が赤字であること
	雇用要件	最近6ヶ月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること	最近3ヶ月間の月平均値が前年同期に比べ増加していないこと
助成内容	助成率	休業した場合 ⇒(中小企業) 2/3 出向させた場合 ⇒(中小企業) 2/3	休業した場合 ⇒(中小企業) 4/5 出向させた場合 ⇒(中小企業) 4/5
	助成額	教育訓練を実施した場合 ⇒一人一日1200円	教育訓練を実施した場合 ⇒一人一日6000円

#### ○支給要件を満たすための状態と企業

- 要件① 「景気の変動などに伴う経済上の理由」が発生していること
- 要件② 「事業活動の縮小」があること
- 要件③ 中小企業事業主であること
- 要件④ 労働・社会保険法令の適切な適用を受けていること

この他にも支給要件がありますので、詳しくは、山口県労働局・労働基準監督署・ハローワークまでお問い合わせ下さい。

### ☆平成21年度の労働保険料年度更新について

労働保険の保険料は、毎保険年度(4月1日から翌年3月31日まで)を単位として計算することになっており、年度当初に保険料を概算で(これを「概算保険料」といいます。)申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上、保険料を精算(これを「確定保険料」といいます。)することとなっています(これを労働保険の「年度更新」といいます。)

手続としては、「労働保険概算・確定保険料/石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」を作成し、その申告書に保険料等を添えて、金融機関、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署のいずれかに提出する必要があります。

なお、平成21年度の年度更新手続からは、国民年金法の改正に伴い、申告・納付時が6月1日から7月10日までの間に変更になります(併せて延納に係る期別納付時期についても2ヶ月程度後ろにずれる予定です。)。また、申告書につきましては、6月1日に各事業所に到達するよう発送される予定となっております。商工会に委託されている事業所については、詳細が決まり次第、再度お知らせいたします。